

空き家補助金制度ができました

佐久穂町空き家対策事業補助金

◎町では空き家の活用による移住・定住を促進するため、平成29年度から空き家補助金制度を創設しました。

＜補助事業＞

事業	事業内容	補助率	補助金額（上限）
空き家整備事業	空き家の家財道具処分や、屋内・屋外の清掃等に要する経費について補助	1/2	10万円
空き家改修事業	空き家の改修（水回り、内装、屋根、外壁、下水接続等）に要する経費について補助	1/2	50万円
空き家解体事業	年間を通じて居住がされていない空き家の解体に要する経費について補助	1/2	50万円

＜提出書類＞

提出書類	
・ 交付申請書（様式第1号）	・ 設計図又は事業計画書（様式任意）
・ 誓約書（様式第2号）	・ 事業予定地の位置、現況写真
・ 見積書	・ 住民票の写し
★ 納税証明書（佐久穂町外の方のみ）	
★ 売買契約書又は賃貸借契約書の写し（空き家を購入、賃貸借した場合）	
★ 空き家所有者の承諾書（賃貸借契約している場合）	



↑ ★は条件に合致する場合に提出が必要

＜補助要件＞

事業	補助要件
全事業共通	<ul style="list-style-type: none">・ 工事等施工者が佐久穂町内の業者であること。・ 国、県、町から他の補助金を受けていないこと。・ 補助金交付決定前に着工していないこと。・ 年度内に事業が完了すること。・ 町税の滞納がないこと。・ 不動産業を営む者でないこと。・ 暴力団員でないこと。
空き家解体事業	<ul style="list-style-type: none">・ 年間を通じて居住されていない空き家であること。・ 空家解体後の跡地を戸建住宅用地として有償・無償を問わず提供すること。・ 土地売買契約書又は新築住宅建築に関する契約書を提出すること。・ 単なる解体又は建替えのための解体でないこと。



《Q&A》

全事業共通

Q 別荘にこの補助金が使えますか？



A 別荘地にある別荘は補助対象外です。

Q 申請は何回まで可能ですか？



住宅1軒につき各事業1回のみ申請が可能です。

空き家改修事業・空き家整備事業

Q どんな住宅でも補助金を使えますか？



A 現に居住していない空き家が対象です。事業実施後に町の空き家バンクへ登録する事が必要です。

Q 空き家を購入（賃借）したんですが補助金が使えますか？



A 町空き家バンクを介して購入（賃借）した物件は補助対象です。ただし売買（賃貸借）契約日から1年以内の申請に限ります。

空き家解体事業

Q 年間を通じて居住されていない空き家とはどんな空き家ですか？



A 概ね1年以上居住実態のない建物を指します。盆、正月のみ使用している空き家などの場合は、年間を通じて利用実績がないと証する情報（水道の利用実績、常会からの情報等）により総合的に判断します。

Q 空き家解体事業を活用し戸建住宅用地として他者へ提供しましたが結局住宅が建ちませんでした。この場合補助金はどうなりますか？



A 補助金を返還していただく可能性があります。提出いただいた土地売買契約書又は新築住宅建築に関する契約書の内容や申請書提出の際にお聞かせいただいた話の内容等から総合的に判断します。

《募集期間》

5月1日から随時募集しますが町の予算（220万円）が終了しだい募集終了となります。

《その他》

都市計画法による建築規制等については請負業者様に確認をお願いします。



【お問い合わせ】 佐久穂町役場 総合政策課 政策推進係
《電話》0267-86-2553
《メール》seisaku@town.sakuho.nagano.jp